

# 令和 2 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5	府 省 庁 名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <b>固定資産税</b> 事業所税 <b>その他（都市計画税）</b>	
要望項目名	浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を、水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合に、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税を減免することにより、洪水等による社会経済被害の最小化を実現する取組を促進するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容          浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地にかかる固定資産税及び都市計画税について、課税標準を 1/2～5/6 の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。（参酌標準： 2/3）</p>	
関係条文	水防法第 15 条の 6	
減収見込額	[初年度] - ( - ) [平年度] ▲58.0 ( - ) [改正増減収額] - (単位：百万円)	
要望理由	<p>（1）政策目的          我が国は、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされており、このような自然災害に事前から備え、被害を防止・最小化するために、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化を進めていくことの重要性が一層増している。また、近年の自然災害発生状況に鑑み、喫緊の課題となっている。</p> <p>我が国の河川整備は、河川整備基本方針に基づき、流域の大きさ、その対象となる地域の社会的経済的重要性、想定される被害の程度と性質、過去の災害の発生状況などの要素を考慮して定められた計画規模の流量を安全に流下するように行われているが、気候変動の影響等により、短時間強雨の発生頻度は増加傾向にあり、計画規模を上回る流量の水が流入し、洪水が発生する（超過洪水）リスクが高まっている。</p> <p>超過洪水による被害を最小化するため、治水優先度に応じた段階的河川整備の手順の見直しや、気候変動を踏まえた治水計画の作成手法の検討などを行っているが、各地で洪水氾濫が頻発している状況を鑑みると、緊急的な防災・減災対策の措置が必要となっており、既存ストックを活用して対応しなければならない。</p> <p>したがって、洪水氾濫の際に浸水の拡大を抑制する効果のある流域内の輪中堤や自然堤防等の既存ストックを最大限に活用し、緊急的な防災・減災対策を行うことは極めて重要である。</p> <p>（2）施策の必要性          上述のとおり、輪中堤や自然堤防等の既存の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し、保全する必要があることから、平成 29 年に水防法を改正し、浸水被害軽減地区の指定を法的に位置づけた。法改正以降、指定促進の取組を行っているところであるが、浸水被害軽減地区に指定しようとする範囲の全ての地権者の同意が必要であることから、令和元年 8 月末時点で指定は 1 箇所にとどまっている。</p> <p>以上のことより、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤や自然堤防等の盛土構造物を浸水被害軽減地区として指定し、洪水等による社会経済被害の最小化を実現する取組を促進することを目的に、浸水被害軽減地区への指定に対する地権者へインセンティブを与える必要があるため、本特例措置の新設を要望するものである。</p>	
本要望に対応する縮減案	-	
ページ		5 - 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○国土強靱化基本計画（平成30年12月14日閣議決定） 第3章 国土強靱化の推進方針 （10）国土保全 地震、津波、洪水、高潮、火山噴火、土砂災害や、土砂・洪水氾濫などの自然災害に対して、・・・（中略）・・・ハード対策を進めるとともに、土地利用と一体となった減災対策、調査・観測データ収集・活用、災害危険箇所の把握、・・・（中略）・・・などのソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施する。また、既存ストックを有効活用した対策を推進する。
	政策の達成目標	洪水氾濫の際に浸水拡大を抑制する効果のある自然堤防や輪中堤等は、法改正以降全国河川（直轄河川以外も含む）を対象に河川管理者による調査を実施し、全国に34箇所存在していることを把握しているところであり、これらすべてを浸水被害軽減地区に指定することを目標としている。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	浸水被害軽減地区の候補地となる34箇所すべてを浸水被害軽減地区に指定
	政策目標の達成状況	平成29年の制度創設以降、1箇所を浸水被害軽減地区に指定
有効性	要望の措置の適用見込み	令和4年度末までに34箇所
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により浸水被害軽減地区の指定が推進されることで、浸水被害軽減地区の全ての候補箇所を指定することができ、防災・減災対策の措置を緊急的に行うことが可能になる。 浸水被害軽減地区に指定された場合、地権者が自らの土地を改変する場合には水防管理者への届出がなされるため、地権者による土地の改変行為を水防管理者が事前に把握し、必要に応じて背後地に土のう積みを行うなど、浸水被害を拡大させない対策を適切に講じることが可能となる。また、すべての候補箇所を指定することで、全国すべての箇所でも適切な対策を採ることができるようになる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	これまでは浸水被害軽減地区の候補箇所の特定等、水防管理団体に対する支援を中心に行ってきたが、今後は浸水被害軽減地区の指定を促進するための支援を水防管理団体及び地権者に対して行う必要がある。本特例措置は地区指定を促進させるためのインセンティブとして地権者にメリットを享受させるために創設するものである。 また、浸水被害軽減地区の候補となる自然堤防や輪中堤等により守られる背後地の人口や資産は場所によって様々であるが、これらの地価は周辺の人口や資産との関連性が強く、減災効果が大きな箇所ほど固定資産税や都市計画税による減免額が大きくなり、重要性が高い箇所に対しては特に大きな効果を発揮することが期待される。 以上より、浸水被害軽減地区の指定促進のためには、本特例措置が妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—